

令和2年度 大阪広域水道企業団 第1回首長会議 議事概要

日 時：令和2年10月9日（金） 10：00～10：20

場 所：シティプラザ大阪 2階 旬

出席者：別紙のとおり

配布資料：別紙のとおり

【議事概要】

1. 審議事項

(1) 工業用水道事業における減量制度及び料金改定について（案）

議長：皆様おはようございます。本日は、公務ご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日ごろより当企業団の運営にあたり、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は「工業用水道事業における減量制度及び料金改定（案）」について、ご審議をいただきます。円滑な議事運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが、お手元にお配りいたしております次第の順序に従いまして、会議を進行いたします。それでは、事務局から審議事項について、説明をお願いします。

事務局：経営企画課長の松本でございます。私の方から、工業用水道事業における減量制度及び料金改定（案）について説明をさせていただきます。右肩に資料1と付しております、A3の資料をご覧ください。こちら左上の方をご覧ください。まず、「1 工業用水道事業の現状」のうち料金制度についてですが、全国の多くの工業用水道事業の料金制度は、建設投下資金等を料金で回収する必要があるため、受水事業所が実際に使用した実給水量ではなく、契約水量に基づいて料金を回収する『責任水量制』が採用されているところでございます。

企業団では、当初「責任水量制」でしたが、受水事業所の要望に応えるため、平成21年度に契約水量に応じた基本料金、従来の責任水量制の部分と、使用水量に応じた使用料金を徴収する「二部料金制」へと制度変更を行っております。また、昨年度策定しました「経営戦略2020-2029」において、料金改定の実施と契約水量のあり方について検討を行う旨明記しているところです。

次に、「2 契約水量における課題」についてですが、実給水率の低下でございます。実給水率とは、実際の使用水量を契約水量で割った数値です。平成30年度実績の実給水率は、55.9%と、全国平均の72.0%を下回る水準でございます。また、令和元年度実績で427社中248社、約6割の受水事業所の実給水率が50%未満となっている状況です。実給水率が低いということは、実際には使っていないにもかかわらず、基本料金を負担している割合が高いということです。

資料2の4ページをお開きください。この資料は令和元年度の実給水率別の契約水量等

の一覧表でございます。右側の実給水率が低い区分にも受水事業所が一定数存在するとともに、表の右端の欄の受水事業所の負担する1 m³当たりの給水料金が、実給水率が低いほど高くなっている状況が見て取っていただけます。

再度、資料1にお戻りください。資料1表面の左下にある「(1) 実給水率の低下」の課題に対処せず、実給水率が低い事業所、特に、大口の受水事業所が事業廃止や撤退した場合には、料金収入が減少することとなり、経営基盤に大きな影響を与えることとなります。一方で、課題解決のため、減量を実施した場合には基本料金収入が減少し、経営に影響を与えることとなります。

資料の右側をご覧ください。そこで、今回は、「考え方」に記載のとおり、実給水率の改善を図るため、契約水量の減量を実施するとともに、減量実施後の経営の安定化を図りつつ、減量を実施しない受水事業所の負担を軽減するため、現行の負担金に加えて、特別減量負担金の負担を求めたいと考えています。合わせて、料金値下げを実施し、全受水事業所の負担軽減を図りたいと考えています。

まず、新たな減量制度(案)の内容ですが、減量規模は、総量8万m³/日で、令和3年度と令和8年度に各4万m³/日を実施いたします。この減量を実施した場合、平均実給水率は約65%まで改善する見込みでございます。また、特別減量負担金を新設し、減量水量見合いで基本料金の5年間分の負担を求め、減量で減収となる基本料金収入の一部を補うこととし、現行の「減量負担金」とあわせて、減量を実施する事業所には負担をお願いすることとなります。

資料1の裏面をご覧ください。左上でございます。減量の実施にあたっては、『一括減量』または『分割減量』を選択できるようにし、減量に伴う負担金を分割して支払うことが可能となります。この『分割減量』は、3年を限度として、受水事業所の資金状況等にに応じて任意に設定できるようにします。また、受水事業所の減量希望水量の合計が、1回あたりの減量枠(4万m³/日)を超える場合は、実給水率が10%未満の受水事業所に対し、10%となるまでは優先的に配分することとし、残りの減量枠を、減量を希望する事業所間で比例按分することといたします。

次に「(2) 料金改定の実施」でございますが、ただ今説明いたしました新たな減量制度の実施を前提に、令和11年度までを料金算定期間として総括原価方式で料金算定を行い、表に記載のとおり、基本料金を現行の32.4円から1.1円値下げし、31.3円に、使用料金を、現行の10.4円から1.6円値下げし、8.8円に、超過料金(基本料金と使用料金を足して2倍したもの)は現行の85.6円から5.4円値下げし、80.2円に改定いたします。なお、平均実給水率で試算した場合、この値下げによる改定率は、マイナス5.2%となる見込みです。

今回の値下げは、現下の社会経済情勢を鑑み、従前にも増して受水事業所の経営環境が厳しくなる中、足元のコスト削減につながる事となるため、受水事業所の経営にも寄与するものと考えています。

ここで、資料2の14ページをご覧ください。今回の減量制度と料金値下げを反映した将

来収支シミュレーションでございます。色の濃い棒グラフが収益、色の薄い棒グラフが費用、折れ線グラフが単年度損益でございます。まず、「収益」についてですが、令和3年度と8年度に減量を実施することにより、減量に伴う負担金の収入があることから、一時的に増加しますが、減量実施後は、基本料金収入が減少し、2度目の減量を実施した後の令和9年度以降は、収益が一段と減少します。

一方「費用」については、施設や管路の更新・耐震化を進めるための建設事業による、減価償却費や企業債の支払い利息の増加により、年々増加する見通しとなっています。そのため、令和9年度以降は、単年度赤字が続く見通しでございます。

今回の減量制度の実施により、今後、厳しい経営状況が続くと見込まれますが、これに関しましては、企業団運営協議会において、「今後、経営が厳しくなるのであれば、工業用水道事業の経営の将来像を考えていかなければならない」とのご意見を頂くとともに、当企業団の審議会である「経営・事業等評価委員会」からも、「基本料金収入で賄う固定費の削減につながる経営改革に取り組みたい」との意見を頂いたところでございます。企業団といたしましては、令和5年度の経営戦略の見直しに向け、様々な経営改善策の検討をしていくこととしておりますが、今後の工業用水道事業の経営の方向性を定めるため、そのあり方、将来像についても検討してまいります。なお、令和2年9月30日に経営・事業等評価委員会が開催され、本案件についてご審議いただいた結果、先ほどご紹介した意見が付されておりますが、「本案は、適切であると判断する。」との意見具申を10月5日付で、頂いておりますことを申し添えます。

今後のスケジュールでございますが、料金改定は、11月定例会で議決を頂ければ、令和3年1月から実施を予定しております。また、減量は令和3年10月を予定しているところです。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長：ただいまの件につきまして、審議に入ります。ご意見ご質問等ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

<質問・意見なし>

それでは、工業用水道事業における減量制度及び料金改定案につきまして、事務局案通りとすることで御異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおりとさせていただきます。工業用水道事業における料金改定等につきましては、本日ご承認いただきました内容に従いまして、来月11月13日に開催予定の企業団議会11月定例会において、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部改正に係る議案を提出することといたします。

本議案が企業団議会 11 月定例会で可決、承認されれば、工業用水道については、来年 1 月から新たな料金となります。引き続き効率的な事業運営を行ってまいりたいと考えておりますので、今後とも企業団への事業運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日、予定しておりました案件につきましては、終了いたしました。事務局より 2 点御報告がございます。事務局お願いします。

事務局：副企業長の吉田でございます。私のほうから 2 点報告をさせていただきます。

まず、1 点目でございますけれども、新型コロナウイルス感染症にかかります水道用水供給料金の軽減措置についてでございます。令和元年度の決算におけます黒字と経営戦略との黒字額の差額のうち 17 億円を財源として実施をさせていただいたところがございます。

現在感染症が各水道事業の経営に与えている影響について調査を行っているところでございまして、減免期間である 4 月から 7 月までの間、用水供給事業につきましては、給水収益が前年度に比べてほぼ変化がない状況でございます。

水道事業におきましては、多くの事業体において給水収益が減少する結果でございました。引き続き皆様方からいただきました、危機事象時における用水供給料金の減免のあり方について一定のルール化を図っておくべきというご意見への対応も含めまして、ご協力をいただきながら、運営協議会において調査検討を進めてまいります。

もう 1 点でございます。議会の関係でございますけれども、すでにメールでご連絡をしておりますけれども、議員定数につきまして、企業団議会で議員定数等調査委員会での議論が再開をされ、現在構成団体すべての議会に対して議席を配分すべきかどうかについてのアンケートを全市町村議会あてに、10 月 15 日締め切りで実施をされているところでございます。

また、企業団議会の議長から、9 月 1 日付けで皆様方あてに、企業団を構成する全市町村議会の理解を得た議員定数案を取りまとめた際には、企業団議会の意思を尊重していただきたい旨の、規約変更に係る要請文書が発出されてございます。

平成 30 年 8 月の首長会議におきまして、水道料金の値上げの時期が多く自治体で重なった時など、大きく 3 つ事情の変化があった際には、協議を再開して検討すると確認されているところでございますけれども、今後、企業団議会における協議内容については、逐次情報提供させていただいて、必要な場合は、協議をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長：ただいまの件につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

<質問・意見なし>

ありがとうございます。

本日は限られた時間の中ではございましたが、円滑な議事進行を行うことができました。心よりお礼を申し上げます。本日は本当にありがとうございました。